

平成20年9月25日

於：国土交通省6階618会議室

社会資本整備審議会 第4回都市計画・歴史的風土分科会
第11回都市計画部会及び第13回歴史的風土部会合同会議議事録

国土交通省

社会資本整備審議会 第4回都市計画・歴史的風土分科会、
第11回都市計画部会及び第13回歴史的風土部会合同会議

1. 日 時 平成20年9月25日(木) 10:00~12:00

2. 場 所 国土交通省6階 618会議室

3. 出席者(敬称略)

委員 五十音順

浅見泰司、金本良嗣、岸井隆幸、小浦久子、越澤明、西谷剛、
マリ・クリスティーヌ、

臨時委員 五十音順

大橋洋一、小出治、高橋光壽、中村裕

専門委員 五十音順

荒井良雄、木南章、松谷明彦

国土交通省

加藤都市・地域整備局長ほか

4. 議 事

(1) 都市計画・歴史的風土分科会

分科会長の互選、会長代理の指名
諮問について

(2) 都市計画部会

部会長の互選、部会長代理の指名

今後の検討方向について

社会資本整備審議会答申「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。」につ
いて

(3) 歴史的風土部会

今後の検討方向について

特別保存地区内の行為の許可基準の改正について

5. 議事概要

(1) 都市計画・歴史的風土分科会

分科会長の互選、会長代理の指名

委員の互選により、金本良嗣委員が分科会長に選任された後、分科会長の指名により、越澤明委員が分科会長代理に選任された。

諮問について

国土交通大臣により社会資本整備審議会長に対して「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」の諮問がなされ、さらに社会資本整備審議会長より都市計画・歴史的風土分科会に対し、同諮問が付託された。さらに、都市計画・歴史的風土分科会長より歴史的風土部会に対し同諮問が付託された。

(2) 都市計画部会

部会長の互選、部会長代理の指名

委員の互選により、浅見泰司委員が部会長に選任された後、部会長の指名により、青山侑委員が部会長代理に選任された。

今後の検討方向について

今後の検討方向について、資料4により事務局から説明し、安全・安心まちづくり小委員会の設置が決まった。

(3) 歴史的風土部会

今後の検討方向について

今後の検討方向について、資料7により事務局から説明し、明日香村小委員会の設置が決まった。

特別保存地区内の行為の許可基準の改正について

特別保存地区内の行為の許可基準の改正について、資料8により事務局から説明し、委員に意見を承り、原案通り了解された。

１．開 会

事務局 大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会第４回都市計画・歴史的風土分科会、第１１回都市計画部会及び第１３回歴史的風土部会合同会議を開催させていただきます。

初めに、事務局側に異動がございましたので、改めて事務局の出席者を紹介させていただきます。加藤都市・地域整備局長でございます。

加藤都市・地域整備局長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局 石井大臣官房審議官でございます。

石井大臣官房審議官 石井でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 松田大臣官房審議官でございます。

松田大臣官房審議官 松田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局 松谷大臣官房技術審議官でございます。

松谷大臣官房技術審議官 よろしくお申し上げます。

事務局 松井下水道部長でございます。

松井下水道部長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

事務局 本日は、最初に、都市計画・歴史的風土分科会を開催し、その後、都市計画部会、最後に歴史的風土部会を開催する予定としております。

２．議 事

(１) 都市計画・歴史的風土分科会

事務局 それでは、最初に、第４回都市計画・歴史的風土分科会を開催いたします。まず初めに、委員の異動につきましてご報告いたします。

去る７月２７日付で黒川分科会長が任期満了により退任されまして、新たに岸井委員が就任されました。また、今般、臨時委員として、藤吉委員が当分科会に指名されました。

なお、本日出席いただきました委員及び臨時委員は２６名中１０名でございまして、社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、今回は、都市計画部会に設置されております都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会にご参加いただいております専門委員の方々にもご出席いただいております。

それでは、これからの進行は、越澤分科会長代理にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

分科会長の互選、会長代理の指名

分科会長代理　　よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず、黒川分科会長代理が退任されましたので、社会資本整備審議会令の規定によりまして、分科会長の互選と分科会長による分科会長代理の指名をお願いしたいと存じます。委員の皆様の中から分科会長を互選していただきたいと存じますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

F委員　　私としましては、幅広い分野に高い見識をお持ちで、現在、都市計画部会長でいらっしゃる金本先生に会長をお願いしてはいかかかと思っておりますので、ご提案申し上げます。

分科会長代理　　ただいまF委員より、金本委員をとというご推薦がございましたが、皆様のご意見はいかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

分科会長代理　　よろしゅうございますか。

では、皆様、ご異議がないようでございますので、金本委員に分科会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速でございますが、分科会長席にお移りいただければと思います。

ここで、金本会長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。金本分科会長、よろしくお願いいたします。

分科会長　　金本でございます。よろしくお願いいたします。何より非力なものですから、皆様方のご協力を得まして何とか務めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

現在、都市計画部会長を拝命しておりますが、こちらのほうはどなたかにおかわりいただきたいと思ひますので、後ほどご審議をお願いしたいと思います。

分科会長代理　　ただいま分科会長より都市計画部会長辞任の申し出がございました。

都市計画部会長の互選等につきましては、この後の都市計画部会をお願いしたいと思いません。

それでは、これで代理の役目を終わりますので、これからの進行は分科会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

分科会長　それでは早速でございますが、会長代理の指名をさせていただきたいと思いません。

恐縮であります。引き続き越澤委員に会長代理をお願いしたいと思いませんが、よろしくごめいましょうか。

(「異議なし」の声あり)

分科会長代理　引き続き、会長代理ということでございますので、よろしくをお願いいたします。

分科会長　それでは、事務局のほうから分科会名簿を配付させていただきます。

諮問について

分科会長　それでは、次の議事に入らせていただきます。

本日は、国土交通大臣から、社会資本整備審議会に対しまして新たな諮問があると伺っておりますので、諮問をお受けしたいと存じます。

都市・地域整備局長　恐縮ですが、実は、委員の先生方ご案内のように、昨日、組閣が行われまして、本来ですと大臣から会長あてに諮問書を手交していただくわけでございますけれども、交代行事の関係で、かわりに私のほうから諮問書を手交させていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」について諮問いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。よろしくをお願いいたします。

(諮問書手交)

分科会長　ここで局長にごあいさつをいただきたいと思いませんので、よろしくをお願いいたします。

都市・地域整備局長　今日は、先生方、大変お忙しいところをご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

委員の先生方におかれましては、平素より格別のご指導を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。また先般は、今後の古都保存行政のあり方についてご審議をいただきました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今後の古都保存行政のあり方につきましては、平成20年2月19日付で、社会資本整備審議会会長より大臣に対しましてご答申をいただき、これを踏まえた歴史まちづくり法が先の通常国会で無事成立したところでございます。本法律に対する市町村の期待は高く、国といたしましても、その期待に応えるべく取り組んでまいり所存でございます。

さて、今回お諮りをいたしますのは、歴史的風土保存の取組みの先駆けでもあります奈良県明日香村に関するものでございます。明日香村につきましては、昭和55年に明日香法が制定されて以来、明日香村の住民のご理解とご協力のもとに、我が国を代表する歴史的風土の保存を図ってまいりました。平成11年3月の当時の総理府において開催されておりました歴史的風土審議会の答申の中では、明日香村の歴史的風土の創造的活用を図るべき等のご提言をいただき、これらを踏まえて、第3次明日香村整備計画を策定し取り組んできたところでございます。この第3次計画は、終期を平成21年度末に控えており、改めて明日香村の歴史的風土の保存と生活環境の整備等について、幅広くご議論をいただきたくお願いを申し上げます。

歴史的風土は、我が国固有の文化的資産として後世に継承されるべき国民共有の財産でございます。委員の先生方におかれましては、今後とも、歴史的風土の保存につきまして、一層のご支援、ご協力を賜ることをお願い申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

分科会長　　どうもありがとうございました。

審議に先立ちまして、新たに委員及び臨時委員にご就任いただきました方々がいらっしゃいますので、ご紹介申し上げます。本日ご出席の方は、岸井隆幸委員でございます。

岸井委員　　岸井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

分科会長　　もう一方、藤吉洋一郎臨時委員がいらっしゃいますが、本日ご都合によりご欠席でございます。

あと、分科会に置かれます部会に所属される委員につきましては、社会資本整備審議会令によりまして、当該分科会に属する委員のうちから分科会長が指名するということになっております。今回、新たにご就任されました委員につきましては、既に事務局のほうから委員のご希望をお聞きしているということですので、ご希望の部会の委員にご指名をさ

せていただきます。岸井委員は、都市計画部会及び歴史的風土部会に所属していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。藤吉委員は、都市計画部会に所属していただきたいと存じます。正式な指名通知書につきましては、後日、事務局のほうから郵送をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、これから審議に入りたいと思います。先ほど大臣から諮問されました「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」につきましては、社会資本整備審議会の会長から当分科会に付託されておりますことをご報告申し上げます。また、特別保存地区内の行為の許可基準の改正について当分科会に付議されておりますので、諮問事項と含めまして、歴史的風土部会に付託して審議することとしたいと存じます。

これらについて、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局　それでは、諮問事項の説明の前に、資料の確認をお願いしたいと思います。お手元に、4枚目ぐらいに一覧表が入っているかと思いますが、1から8、5-1というのは枝番で出ております資料、それから参考資料1、2の11種類の資料をお配りしております。ご確認いただきまして、過不足がございましたらお申し出いただきたく存じます。

それから、マイクでございますけれども、ご発言をしていただく際には、マイクのスイッチをオンにいただき、終了後はスイッチをオフにいただきますようお願い申し上げます。オフにいただかないと、次の方のスイッチが入らないものですから、よろしく願いいたします。

それでは、公園緑地・景観課長から、諮問事項の説明をさせていただきます。

事務局　私のほうから、ただいまの諮問事項についてご説明をさせていただきます。

諮問事項でございますが、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。」という諮問でございます。

奈良県の明日香村とその周辺につきましては、6世紀末から7世紀末にかけての飛鳥時代の約100年間、律令が初めて制定されるなど、我が国の古代国家体制が形成された時代における政治・文化の中心的な地域となっております。我が国の律令国家体制が初めて形成されたときの中心地として、それをしのばせる歴史的風土が明日香村全体にわたって良好に維持をされているということでございます。

ご案内のとおり、古都保存法につきましては、昭和41年の議員立法で制定されたものでございますけれども、この当初から、我が国の往時の政治・文化の中心地を古都として

指定いたしまして、この古都の指定の中に、当初からこの明日香も対象として入っておるということでございます。特に、京都、奈良、鎌倉と違いまして、明日香村におきましては、行政の全区域について歴史的風土の保存対象となっているというようなことございまして、昭和55年に、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法という古都法の特別法という位置づけで、いわゆる明日香法が成立しています。この明日香法に従いまして、村全域にわたって行為の制限を行って歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置をあわせて講じてきたところでございます。

明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関しましては、同法に基づきまして、これまで10年ごとに国が基本方針を作成いたしました。また、この方針に基づきまして、奈良県が整備計画を策定して、明日香村の将来像を見通し、その実現を着実に図るために、同計画に基づく所要の事業推進を図ってきたところでございます。

現在、55年以降、3次にわたる整備計画が策定されておりまして、直近のものが第3次計画でございますが、平成12年から21年度のものでございます。この特色ある歴史的風土を国民的な歴史的文化的資産として保存し、あわせて住民生活との調和を図りつつ、良好な状態で後世に引き継いでいくというような課題を受けまして、昨今の明日香村をめぐる社会経済情勢の変化等も踏まえて、22年度以降の同村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備のあり方について検討する必要があるまして、これについてご議論をいただき、取りまとめをお願いしようというようなものが趣旨でございます。

以上でございます。

分科会長　　どうもありがとうございました。

この件につきましては、後の歴史的風土部会においてさらに詳しいご説明があつて、そこでご議論をしていただくそうでございますが、この段階で何かご質問とかご意見がございましたらお願いをいたします。ございませんでしょうか、G委員は何か……。よろしゅうございますか。

それでは、特段のご意見、ご質問がないようでございますので、ここまでにさせていただきたいと思えます。この件につきましては、今後は歴史的風土部会において審議を行っていただきたいと存じます。

ということで、議事がこれだけということでございますので、これをもちまして、第4回都市計画・歴史的風土分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 都市計画部会

事務局　　続きまして、第 1 1 回の都市計画部会を開催させていただきます。

本日、ご出席いただきました都市計画部会の委員及び臨時委員は 2 6 名中 1 1 名でございます。社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

部会長の互選、部会長代理の指名

事務局　　初めに、先ほど、金本都市計画部会長が分科会長へ就任され、都市計画部会長を辞任する申し出がありましたので、部会長の互選と、部会長による部会長代理の指名をお願いしたいと存じますが、どなたかご推薦をお願いいたします。

B 委員　　大変僭越でございますが、私のほうから、都市工学の専門家でいらっしゃるまして、都市計画について非常に幅広いご見識を持っていて、しかも、小委員会の委員長でもいらっしゃいます浅見委員に部会長をお願いしてはどうかと存じますので、ご提案を申し上げます。

事務局　　ただいま、B 委員より浅見委員を部会長にというご推薦がございました。皆様のご意見はいかがでございましょうか。

(「異議なし」 の声あり)

事務局　　では、皆様、ご異議がないようでございますので、浅見委員に部会長をお願いしたいと思います。

それでは、浅見部会長には部会長席にお移りいただき、これからの進行は浅見部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

都市計画部会長　　それでは早速ではございますけれども、部会長代理の指名をさせていただきますと思います。部会長代理としては、本日はご欠席なのですが、引き続き青山委員をお願いしたいと存じます。

事務局より都市計画部会名簿を配付いたします。

今後の検討方向について

都市計画部会長　それでは、次の議事に移らせていただきます。今後の検討の方向について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　私のほうから、資料4でございますけれども、「都市計画部会における今後の検討方向について」ということで、「～安全・安心まちづくり小委員会の設置～」についてご説明を申し上げます。

まず1番に、これまでの「都市計画部会における検討課題」というところでありましてけれども、平成17年6月に「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」について諮問させていただいているところでございますが、この中に、具体的な検討課題として以下にありますような5項目を挙げさせていただいております。このうち、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」、これにつきまして、今回、安全・安心まちづくり小委員会を設置いたしまして、ご検討をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

なお、以外の検討方向につきましては、この後、都市計画課長のほうからご説明を申し上げます。私のほうから、安全・安心についてご説明を申し上げます。

小委員会における検討でございますけれども、ご承知のとおり、我が国の国土は非常に自然環境が厳しい条件下にございまして、特に近年は災害が多発して、各地で書いてございますような大地震が発生、あるいはゲリラ豪雨と呼ばれるような記録的な集中豪雨による浸水被害が頻発しているという状況にございます。また一方、防犯でありますとか、日常の安全・安心につきましても、子供の犯罪被害への不安、あるいは高齢者の安全・安心といった問題が国民の大きな関心事になっているという状況にございます。

また、人口減少時代等に対する取り組みといたしまして、都市計画の課題として、集約型都市構造への転換、あるいは市街地の縮退、こういった課題についての検討が進められているところでございます。さらに、都市部のターミナル駅周辺等におきまして、高層建築物あるいは地下街といった複合的な市街地が形成されてきていて、このような高密度市街地における災害時の安全性といった新たなリスクへの対応というようなこと、あるいは戦後、盛んに整備されてきた社会資本について更新時期を迎える、今後そういうタイミングになってくること等、重要な課題を抱えている時期であるということでもあります。

このような中、これまでの安全・安心まちづくりに関する取り組みでございまして、個

別の施設ごとの現状の課題に対する対症療法的な対策というものが中心であったというふうに考えられるわけですが、今後は、災害リスクの高まり、あるいは人口減少の進展といった都市をめぐる情勢変化を見通しながら、安全・安心の観点からのまちづくりビジョンを持ちまして、ハード、ソフト両面を含めて、横断的な、総合的な取り組みを進めることが必要であると考えております。

以上のようなことから、都市計画部会に安全・安心まちづくり小委員会を設置いたしまして、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」につきまして、専門的に検討を行っていただければということで考えております。

スケジュールの（案）でございますけれども、この部会で小委員会の設置が認められましたならば、本日の夕方、第1回目の小委員会を開催させていただきまして、4回ほど予定しておりますけれども、一応、年内にということで目標として中間の取りまとめ、安全・安心まちづくりのあり方、ビジョンといったものを取りまとめていければというようなことを考えてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

都市計画部会長 ありがとうございました。

それでは、以上の説明内容について、何かご質問、ご意見等がありましたら、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。何かありませんでしょうか。よろしいですか、特になしでよろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、次に、資料4にございますように、「安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策」につきましては、安全・安心まちづくり小委員会を設置いたしまして、今後、審議したいと存じます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

都市計画部会長 ご異議がないようですので、そのようにしたいと存じます。

なお、小委員会に属する委員、臨時委員の選任につきましては、私にご一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

都市計画部会長 どうもありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。資料5について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料5 - 1と資料5 - 2に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、資料5 - 1をごらんいただきたいと思います。先ほど、都市・地域安全課長のほうからご説明がございましたように、17年6月30日に「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」ということについて諮問を申し上げているところでございます。この審議状況の見取り図を簡単につくらせていただきました。

これまで、2番目の中心市街地の課題につきましては、中心市街地再生小委員会においてご審議をいただいて、18年1月に第1次答申をいただいております。

3番目の「持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備」という諮問内容につきましては、それぞれ都市交通・市街地整備小委員会、公園緑地小委員会、下水道小委員会を開催していただいて、19年7月に第2次答申をいただいているところでございます。

4番目の安全・安心につきましては、今ほど、安全・安心まちづくり小委員会の設置をご決定いただいたところでございます。

5番目の「歴史的な風土を活かしたまちづくり」につきましては、これまで、計画部会のほうでは特段、ご審議をいただいておりますが、別途、歴史的風土部会の歴史的風土の保存・継承小委員会のほうで、「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。」という諮問に対応いたしまして、精力的にご審議をいただいて、今年の2月に答申をまとめていただいたところでございます。これを受けまして、先般の通常国会で、歴史まちづくり法という法案も成立を見ているところでございます。この内容につきましては、後ほど、公園緑地・景観課長のほうから詳しくご説明を申し上げたいと思っております。

さらに、現在、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会というのを設置していただいております。来年6月を目途に都市政策の中長期ビジョンというのを策定していただくべく、今、精力的に検討をお願いしているところでございます。

今後は、こういったビジョンを受けまして、それを実現するための制度的方策のあり方ということで、新たな都市計画制度の検討ということをお願いしてまいりたいと思っております。スケジュールとしては、来年度にも新しい小委員会の設置をお願いいたしまして、「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」、特に諮問事項の に対応いたします基本的な枠組みを含めてご審議をいただいて、ご答申をいただければというふうに考えているところでございます。

次に、資料の5 - 2をお願いいたします。都市計画の抜本見直しの問題意識についてご

説明申し上げます。1枚おめくりをいただきたいと思います。

現在の都市計画制度は、昭和43年に人口が増加するという前提、それに伴いまして都市は拡大・成長を続けていくという前提で、それをどう管理していくかという観点から作られた制度でございます。ところが、ご案内のとおり、我が国は人口の減少あるいは超高齢という、今まで経験したことのないような社会を迎えつつあるところでございますし、さらに地球環境の問題、あるいは財政制約の高まりといったような問題、さまざまな都市を取り巻く環境の変化を迎えているところでございます。

そういった変化を踏まえまして、都市計画制度そのものが、43年につくりました制度が限界にきているのではないかという問題意識から、今後、まさに新しい社会経済情勢に対応した都市計画制度というのを抜本的な形で再検討させていただきたいと考えております。こういう認識から、今、いろいろな事情について、調査費をいただいて、検証をさせていただいているところでございます。

スケジュールといたしましては、申し上げましたように、今、基礎的な調査を開始しているところでございまして、21年度以降に制度化をお願いしたいと思っております。中でも、地方分権につきましては、分権委員会からの勧告もいただいておりますので、冬柴元大臣が22年の春に法案を提出するという考え方を既に表明いたしておりますので、こういったスケジュールで新しい都市計画制度のあり方を構築してまいりたいと思っております。現在のところ、その下にございますように、小委員会におきましてビジョンの審議をいただいておりますので、これを受けた形で、これを実現するための方策のあり方ということで都市計画制度の見直しをしてまいりたいと思っております。

現在、進めております内容を簡単にご紹介申し上げたいと思います。1枚おめくりいただきまして、昨年度は調査費をいただきまして、基礎的な調査・検討を開始いたしました。そこがございますような5つのテーマに分けまして、今、どんな現象が起きているのかということを中心に調査研究を進めております。

例えば、もう1枚おめくりいただきまして、2つほど内容をご紹介いたしたいと思います。都市構造が集約型になった場合と拡散型の都市構造になった場合とで、財政に与えるコスト、税収、両面にわたりますので、こういった影響を与えるだろうかというのを試算してみたものが左側でございます。50万人規模の仮想都市を対象に仮想計算したものでございますけれども、やはり集約型都市構造のほうが、一定程度は財政的にいい影響があるということが試算の結果、明らかになっております。

右のほうは、いわゆる省CO₂でございますけれども、低炭素型まちづくりを進めるために、都市行政の分野が一定程度の役割を果たすことができるということを試算させていただいております。例えば、そこに出ておりますのは、仙台を例にとりまして、土地利用・交通分野で集約型の構造を実現できるとすれば、現況と比してかなりのCO₂の削減効果があるということを試算しております。これ以外にも、面的なエネルギーの相互利用の問題とか、あるいは緑の活用についても一定の試算をさせていただいたところでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、今年度、20年度につきましては、そういった現象面での調査を踏まえまして、特にこれまでの制度がどのような効果をもたらしてきたのか、あるいは残っている問題点、新たに生じた問題点は何かというような現行制度のレビューを中心に引き続き調査を実施させていただいているところでございます。そこにございますような6つのテーマに分けて、今、調査・検討をしているところでございます。こういった検討の成果をまとめまして、新たな都市計画制度のあり方についてご審議いただく小委員会にいろいろなお報告をさせていただきながら、ご審議をお願いしたいと考えているものでございます。

なお、もう1枚おめくりいただきまして、今年の5月28日に地方分権改革推進委員会から一次勧告ということで、都市計画分野の分権内容について勧告が出されております。残念ながら、分権委員会のほうと十分な調整をすることができずに分権委員会のほうから勧告をいただいた形になっておりまして、例えば、県のやっております都市計画決定を市に移譲する一方で、町村については、引き続き県にとどめておいていい。あるいは、今、協議・同意という形をとっておりますけれども、協議はしてもいいけれども同意はもう不要とすべきである。あるいは、今、都市計画の事業認可は、市の事業は県が事業認可をしておりますけれども、自分で都市計画を決めた市がみずから事業認可もすればいいではないかとか、いろいろな観点で広範にわたる勧告をいただいております。これにつきましては、制度そのものの見直しの中で、どういう仕組みがふさわしいのかという原点に立ち戻って検討させていただいて、新しい都市計画制度のあり方の中で答えを出していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、駆け足でございますが、説明をさせていただきました。

都市計画部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の説明内容について、何かご質問、ご意見等がございましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

N専門委員　今の資料の5 - 2の3ページのところなのでございますけれども、この中に、集約型都市構造をとった場合には拡散型都市構造と比べこれだけの歳出削減になると、このようにお書きになっているのですが、これは、私はこの内容をつまびらかに存じないのですが、集約型都市構造をとった場合、その集約された部分についての計算なのか、あるいはその集約された部分以外の、従来から存在しているような都市区域があろうかと思えますけれども、そこについてはどのような整備がなされるのか。つまり、一度手をつけたものは放っておくわけにもまいりませんので、廃棄するにしても、再開発するにしても、いずれにしても何らかの開発費なり整備費なり、あるいは維持管理費なりが必要になるかと思うのですけれども、その部分はどのように計算されているのかなのです。今日は本格的な議論の場ではないと思いますが、ちょっとそこだけ疑問に思いましたので、もし簡単に何かお答えいただけるようならよろしく願いいたします。

事務局　後ほど詳しい調査研究結果をお届けさせていただきたいと思いますが、一定の仮定を置いて計算をさせていただいております。人口50万の規模の都市が一定の仮定のもとに拡散をする場合と、それから集約をしていく場合とでパターンを置きまして、特に集約をしていく場合には、今、申し上げましたように、道路なら道路でも、幹線の道路については引き続きメンテナンスをしていくのですが、枝の部分については管理水準を下げるとか、各施設についても、人口規模で何カ所置かなければいけないというものを集約すると真ん中に集められるというような、それぞれ一定の仮定を置かせていただいて、それで集約の場合と拡散の場合とで、特に維持管理コストでございますけれども、どのぐらいの差が出てくるのかというのをひとつ仮想計算で置いております。

結局、道路橋梁の維持管理にかかるコストというがかなり効いてきておりまして、ネットワーク型のもののコストが拡散してまいりますと引き続き多くかかってまいりますけれども、集約をいたしますと一定程度、その部分が節約できるということで、試算の上で、ここでいいますと約90億の歳出の削減効果があるというような試算をさせていただいております。一応、施設ごとにそれぞれの設置の要件を置かせていただいて、その中で集約するものと拡散するものとの、その要件に合わせてどう切り捨てていくかというか、節約していくかということを決めた上で効果をはじいているということでございます。

都市計画部会長　よろしいでしょうか。

N専門委員　はい。

都市計画部会長 ほかに何かございますでしょうか。

B委員 一言。

都市計画部会長 はい、どうぞ。

B委員 1つは、財政的影響とか、細かい住民の生活全体の中で見れば、ごく一部について、わりと細かい検討をされるといった感じに見受けられて、住民の生活全体にとってのインパクトがどうかということが見失われるのではないかとこのところ、もう少し総合的なところをどうやるかというのをご検討いただきたい。もう一つは、仙台の例がございしますが、仙台レベルの都市というのは日本にもそんなに多くはないので、こういうところを一律に、全国津々浦々に適用はできないはずなので、そういったところをどう処理するかといったところも、なかなか難しいのですが、よく考えていただきたいというふうに思います。

都市計画部会長 よろしいですか。

事務局 ご指摘の点はごもっともだと思っております。特に低炭素のほうは、今年ももう少し小さい都市でやったらどうなるかということも検討を始めたところでございます。そういった都市規模に応じてどうなのかということもきめ細かく検討してみたいと思っております。

都市計画部会長 よろしいですか。

ほかに何か。はい、どうぞ。

G委員 前回、都市計画で集約型と拡散型で図面についていろいろと議論したと思うのですが、そのモデルというのはこれに当てはまらないのですか。それを踏まえた上でこれを載っけていくとか。前回、集約型都市がいいのか拡散型がいいのか、それとクラスターにしていくのか、どういうふうにするかと、せっかくそこまでできた1つの構想がある中で、その上にこのような計画を載せるということのほうが……。何か新たにもう一回やり直していくような感じにどうしても見えてしまうのですけれども、そことの関連というのがちょっと見えなくて、毎回新しいことをするよりは、前回蓄積されてこられた都市計画のこの構造とのつながりがちょっとよくわからないのです。

事務局 特に右側の低炭素型の仙台の例は、前回、都市交通・市街地整備小委員会でご検討いただいた集約型のイメージ、モデルを基本的には念頭に置いて、特に交通の結節点とかに集約をしていくというモデルを置いた上で、その結果として、例えば自動車の交通量の負荷がどのくらい減るとかという前提でこの計算をさせていただいております。で

すので、実は、左側の50万のほうはかなり機械的にやってしまいましたので、そういうモデルとあまり関係なくやっちゃっているのですが、右側の仙台のほうは、まさにそのご議論いただいたモデルを仙台都市圏で当てはめるとしたらどうかという前提の上に一応計算をさせていただいております。失礼いたしました。説明足らずで申しわけございません。

都市計画部会長 よろしいですか。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

社会資本整備審議会答申「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。」について

都市計画部会長 それでは、特にご意見、ご質問がほかにないので、次の議事に移らせていただきます。

平成15年4月に社会資本整備審議会に諮問された「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。」のうち、「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。」については、歴史的風土部会において審議を行ってまいりましたが、去る2月19日付で社会資本整備審議会長のご了解をいただき、答申されました。現在、当部会に付託されております「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」の内容に関連いたしますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 公園緑地・景観課長でございます。

お手元の資料6というクリップどめの資料がございまして、1枚紙と答申そのものの冊子、それに歴史まちづくり法の概要、この3点の資料を使いましてご説明をさせていただきます。主にこの1枚紙に従ってご説明をしたいと思います。

冒頭、加藤局長のほうからもごあいさつがありましたとおり、社会資本整備審議会の前身でございます、総理府にありました歴史的風土審議会の平成10年の意見具申の中で、今後の古都における歴史的風土の保存のあり方についてというようなことで、古都法で対象としている古都以外の都市についても、この古都保存の行政の理念というのを全国展開するべきではないか、古都以外の都市における歴史的文化的資産についても古都同様、国民共有の遺産として保存・継承が図られるべきだというような趣旨が盛り込まれているところでございます。

この議論を受けまして、15年の社会資本整備審議会の諮問においても、個別案件とし

て大津市を新たに古都に追加をするという事項とあわせて、今後の古都行政のあり方についての諮問が行われております。これを受けて、古都法の理念の古都行政の理念の全国展開を検討する小委員会が設置をされまして、引き続き、この保存・継承についての検討小委員会、この2つの小委員会でご検討を進めていただいたというようなことでございます。これを踏まえまして、部会長からもお話がありましたとおり、20年1月25日に歴史的風土の保存・継承小委員会での報告をいただいたものを、同日開催された歴史的風土部会で議決いただき、20年2月19日に社整審会長から答申をいただいたというのが経緯でございます。

一方、右側に書いてありますとおり、15年の社会資本整備審議会答申の「都市再生ビジョン」の中でも、集約・修復保存型の都市構造への転換とそれを進めるに当たっての「都市美空間の創造」というようなことが盛り込まれまして、これらも受ける形で平成16年の景観法の制定ということにつながっているわけでございます。

従来、50年の都市計画法、文化財保護法の改正によりスタートいたしました伝建地区あるいは景観法、景観緑3法という形で充実されました緑地保全制度等々を活かした、歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の活用というようなことが課題になっておりまして、17年の諮問の中でも5項目の課題の1つとして、先ほど都市計画課長のほうからご説明申し上げました、歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方というものを取り上げられているというのが経緯でございます。

このように、歴史的風土部会と都市計画部会の検討項目がダブる分もあるものですから、既に歴史的風土部会での検討を踏まえた答申につきましても、都市計画部会の先生方には2月22日付で事務局よりこの報告についてご送付を申し上げたところでございますけれども、改めてご説明の機会ということで、今回、多少順序が逆になった部分もございますけれども、ご説明をさせていただくというようなことでございます。

内容でございますけれども、まず、歴史的文化的資産をめぐる現状と課題というようなことで、歴史を重視したまちづくりというのは、全国の各市町村で積極的に取り組みが広がってきておる一方、市街地の歴史的文化的資産がいろいろな形で失われている、あるいはその周辺の自然的環境についても消失をするというようなことでありました。

また、この環境の上に展開される我が国固有の伝統文化、あるいは地域の活動というものも低下をしていくおそれが出てきているというようなことでございます。

古都保存行政のほうから見ますと、古都保存法の対象は、我が国往時の政治経済の中心

都市を古都として定義しているということで、しかも都市が限定されておりますし、自然的環境の保全に重きが置かれておまして、既存のそれぞれの連携等の制度はあるものの、まちづくり全体の中でこれらの歴史的な風情だとか、情緒だとかいったものが保持されていくということについては、施策面で不十分なものがあつたというような認識でございます。特に、都市計画行政と文化財保護行政の連携が、今後、必要だろうという整理がされております。

今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方というようなことで、古都の対象となる要件を広い意味にとらえ、古都に指定されない都市への古都保存行政の理念の展開が必要であるというようなこと、あるいは市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方というようなことで、制度の対象となる概念の明確化によりまして、市街地における歴史的文化的資産の保存・活用を進めるべしというようなことで、いわば歴史まちづくりの新しい枠組みの構築が必要であるという内容になっております。

具体的に、この新しい概念ということで今回、歴史的風致が提言をされておりました。歴史上、価値の高い建造物が、住民等により行われる伝統的な活動と一体となって良好な市街地の環境を形成している状態を歴史的風致という形で定義して、これらを保全、あるいは維持、向上していくための方策が提言をされているということでございます。

具体的には、国家的な重要性や緊急性等の観点から、市町村の作った計画を国が認定して、その計画に基づいて重点的に各般の事業を支援していくということでありまして、この過程でまちづくり行政と文化財行政が連携しながら1つの計画をまとめていくことが提言されているというものでございます。

この報告を受けまして、冒頭にもご説明をしましてとおり、歴史まちづくり法、法律名で言いますと「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」で、5月16日に前国会で成立をいたしまして、同23日に公布をされたということでございます。

このカラー刷りのパンフレットがその歴史まちづくり法の概要でございます。お開きいただきまして、最初に「歴史まちづくり法制定の背景」ということで、今申し上げたようなことが書いてございますが、その次のページ、真ん中の見開きでございますけれども、今申し上げた国の方針に基づいて市町村が計画をつくり、これを国が認定する。それに従って、各般の法律上の特例、あるいは事業の重点的な支援等をしていくというスキームの法律になっているというようなことでございます。

現在、既に100近くの市町村でこの新法をもとに歴史まちづくりに取り組みたいという

意向が出てきております。法律の施行は11月の上旬を目指してということで作業しております。順次、この法律の円滑な実施、各都市における取り組みということで進んでくるものとして期待をしているところでございます。

以上、報告に加えて新法のご説明も含めて申し上げたところでございます。

以上でございます。

都市計画部会長　　ありがとうございました。

それでは、以上の説明内容について何かご質問がございましたら、どなたからでも結構ですのでご発言をお願いします。はい、どうぞ。

G委員　　100カ所ぐらいからいろいろと要望が来ているということなんですけれども、それは大きいまちと小さいまちと両方あるかと思うんですけれども、どういうふうに変別していくことになるんですか。

事務局　　この歴史まちづくり法につきましては、国土交通省と文部科学省の文化庁、それに一部、農水省、3省共管ということでございまして、文化財部局とまちづくり部局が、その都市ごとにどういう歴史的風致を今後、目標にしながらその維持、向上を図るかというようなことを今、整理していただいております。

もちろん、歴史というのはいろいろな多層的な、多重的なものもあり、その都市によって切り口というのは違うものですから、その個々の計画を3省で今、いろいろ見せていただいて、順次まとまったものから認定をしていくという形になるかと思っております。

今年度中に、数都市については先行グループということで認定ができればというふうには思っているところでございます。

都市計画部会長　　はい、どうぞ。

G委員　　恐らく、これからどういう問題点があるかとか、どのような形で法律がうまく稼働されていくかということが出てくると思うんですけれども、先週、佐賀県の鹿島というまちに行ってきたんですね。そこは酒蔵が並ぶ道が二、三カ所ぐらいあり、とにかく町並みが、壁が落ちてくるような状態でぼろぼろになっているような状況なんです。

おそらく、個人で持たれている方が多いわけで、かろうじて何とか建物が建っているからそのまま歴史的に保存されているようには見えるものの、なかなか地元自治体もそういうものを保全していくお金もなく、なおかつ持っていらっしゃる方々も、別に歴史的保存されるだけの価値のある建物ではないんですけれども、そういうところに対して結局、それが崩れてしまうと自分たちの地域にとっては歴史的な保存すべきものもなくなって

しまうわけで、やはり早くに取りかかってあげられるような環境を整備してさしあげないと、建物1つだけでも自分たちの地域にもこれだけの歴史がありますよと誇っているところもあれば、もうたくさんあって、むしろ乱開発で新しい建物の建て方によってその町並みがおかしくなるなど、いろいろなケースがあると思いますので、ぜひいろいろなサンプリングをされて今回の法律を進めていっていただけると、ほんとうに困っている地域にとっては救いの手になると思うので、よろしくお願いします。

事務局　　今、全国各ブロックで文化庁と私どもでこの法律の説明会を順次、進めることにしております。そういう中でも、地元のまちづくりの活動にかかわっている方も含めて、行政だけではなくPRを進めていきたいと思っております。

都市計画部会長　　ほかに何かありますでしょうか。はい、どうぞ。

D委員　　歴史的な町並みに関するものの評価の枠組みはいろいろあると思うんです。その辺の住み分けというのか、あるいは総合化なのかちょっとよくわかりませんが、例えば文化的景観の都市バージョンのところと、都市というのは集落、市街地系のようなものと、それから景観計画の中でいろいろ試みられているようなこととか、いろいろな位置づけとか、いろいろな仕組みとか、後ろにこれまでつくられてきた事業制度も入っているんですけども、いろいろなものがいっぱいあり過ぎて地域の人たちがどのようにこういったものを理解していくのかとか、認定の仕組み、どのような目標を持ってこの法制度を使っていこうとしているのかという基本的な考え方みたいなものをちょっと教えていただけませんか。

事務局　　まず、景観法のお話が出ましたけれども、景観法については今まで自治体がいちいちいろいろな規制をやってきたところが、なかなかきちんと現場で規制を裏打ちするような法律がなかったというようなことで、規制の根拠をきちんと整理したというようなことでございます。

それに対しまして、今回の歴史まちづくり法につきましては、復元あるいは修復も含めて、いろいろな事業を進めていく上での事業の支援法というような形で、表裏一体で、一方で規制を景観法、あるいは連携制度も含めてですけれども行いながらやってきたものを、むしろ支援していくという形になろうかと思えます。

それと、先ほども申し上げました守るべき、あるいは目標とするべき歴史的風致というのを文化財行政、それからまちづくり行政で共有して、それをベースにまちづくりを、その全体のパースペクティブの中で進めるような仕組みを考えているということでございます。

す。

都市計画部会長　よろしいですか。

D委員　何かよくわかったような……。まあ、そのうちに。

都市計画部会長　ほかに何かご発言はありますか。

事務局　それと、法律とあわせて国が基本方針をまとめることになっておりまして、そこで国として関与すべき歴史的風致というのはどういうものかというのを示すというようなことになっております。

都市計画部会長　ほかに何かありますでしょうか。

もしなければ、ここで先ほどご説明いただいた答申の取りまとめにご尽力いただいた歴史的風土部会の越澤部会長からご発言をお願いいたします。

歴史的風土部会長　2点ほどお話ししたいと思います。

1点は、この1月25日に歴史的風土部会でこの報告が了承されたわけですが、実はその経緯ということで、これは事務局から逆にお話ししにくいといいますが、あまりPRしにくいということで私から代わりにお話しします。

実は数日後に既に、なるべく早期に実現したいということで、文化庁と国土交通省と農林水産省の共同の法律という、やや異例な形だと思いますが、法案の閣議決定がなされました。ご承知のように今、政治状況は非常に対決国会の中でございますが、衆議院と参議院でそれぞれすべての議員の方が賛成するというので、全会一致で法律が通って、今年から予算が執行されることになっております。

具体的には、各自治体、例えば弘前とか金沢とか萩をはじめ、また、だれが見てもこの都市はという以外に知られざる、中小都市でもかなり意欲を持たれていまして、今まで公共事業の日が当たっていないという言い方をするとおかしいですけども、都市化の荒波にもまれながらもかなり町並みが残ってきたところは、空襲に遭わなかったり、あるいは東海道、山陽など日本の国土の軸からややずれていたりした。そういう地域の都市に残っていた城下町なり宿場町なり、港町の歴史的文化的な遺産と、それに伴ういろいろな地場産業が根強くあり、お酒からみそを含めて、またそういう伝統的な産業と祭りなどが町と一体化していると思いますが、それに対して支援の手を差し伸べるということで、文化庁あるいは文化財行政からしますと、従来、国土交通省というのは文化財を破壊してきた役所であるということになるわけですが、今回一緒に歴史まちづくり法に取り組もうということになり、これについては各地方自治体から大変期待が大きいということがござ

います。

それから、実は地方分権とやや関係がないわけでもないのですが、この分権化の中で国がなぜ直接、市町村に支援すべきかということで、これはまちづくり交付金と同じように歴史まちづくり法では市町村に対して直接、国が支援をする仕組みになっております。

したがいまして、やはりすべてありとあらゆる市町村に対して支援をするということではなく、あくまで国としての重要文化財とか、既に重要伝統的建造物群保存地区とかに指定されて国として、国レベルとして重要な文化財がある地域ということで、対象市町村を限定する措置になっておりまして、ほんとうは私、正直言いますと、重文、重伝建に入っていない良いまちもあるだろうと思う部分もあるのですが、とりあえず今回はそういう、今、分権の中で国が何をすべきかという中で、1つ国が支援するラインを引いた上での法律になっているという形でございます。

もともと古都保存法を制定したときに、金沢とか萩は当然、自分たちこそ本来の文化的な歴史的な町並みであって、国が支援してくれるものと非常に期待していたのですが、古都法はあくまで朝廷、幕府の所在地で、しかも大都市圏で非常に開発の荒波に遭っている文化財と一体となった山並みの緑地をいかに保全するかという緊急措置がありましたので、日本の地方に数多く存在している歴史的な町並みに対する国の支援策がなかったということで、関係市町村は、今回の歴史的風土部会の委員には一貫して地方都市の歴史的な町並み環境を保全している代表都市ということで萩市長さんが入られていましたが、歴史まちづくり法についても大変評価されておりました。そういうことがございました。

事務局からは手前みそになって言いづらいと思うのですが、歴史まちづくり法の今後の展開についてはそういうことで非常に期待されているところでございます。

それから、第2点は、この都市計画部会において諮問事項第5番の取り扱いということですが、これは事情を詳しく知っておりますので私から申し上げて、部会長のご判断と部会のご判断を仰ぎたいということがございます、資料の5 - 1番が、都市計画部会の諮問事項の5つのテーマについて今までどういう形で議論してきたかということが整理された資料としてあります。

それから、もう1つは、新しい委員の方もいますので、恐縮なんですがこの歴史的風土部会の答申書、白いパンフレットの真ん中辺の2つの小委員会の中のちょうど境目のページに、審議経過が書かれているページがございます。ちょうど通しページが打たれていないところでございますが、12ページの次に答申の諮問の文書のコピーがございまして、

その次に審議経過がございます。

これをごらんいただくとおわかりになると思うのですが、実はもともと都市計画・歴史的風土分科会では2つの部会がございますので、その諮問事項に応じてどちらの部会に付託をして審議するかと、その都度振られてきたわけですが、全国的な歴史のまちづくりの推進ということにつきまして、既に平成15年に先に諮問がなされ、歴史的風土部会に付託されております。

それで、まず、歴史的風土部会で大津市についての審議をした。そこで、全国をどうするかというのは、実はその段階ではまだ、これからどうしようかというときに、平成17年6月に都市計画・歴史的風土分科会及び両部会の合同会議が開かれまして、平成17年6月30日付の諮問で5つの課題が示されたわけでございます。

その中で、都市計画部会では緊急にまず対応するというので、第2の課題の中心市街地、郊外の大型店舗の問題について取り組むということで、中心市街地の再生小委員会がつくられまして、皆さんご存じのような中活法と都計法の改正がなされたということでございます。歴史的なまちづくりについては、どう審議を進めたらいいかということで私が発言しまして、当時の局長から、これについては歴史的風土部会で実質審議してほしいという要請がございました。

そこで、当時の都市計画・歴史的風土分科会及び両部会の合同会議としましては、歴史的風土部会で先行して審議を進めるということで、小委員会を設置した。同時に、その結果を見て、また都市計画制度の問題がございますので、都市計画部会としてさらにつけ加えて議論することがあればその時点でまた議論をしましょうと、当時そういうような仕切りといたしますか、確認のもとにこれまで来たわけでございます。

そこで、現時点で一応こういう形で歴史的風土部会での審議は既に終了しましたので、この結果をごらんになっていただいて、つまりどういうことかといいますと、都市計画部会としてさらに新たに、例えば小委員会をつくって集中的に議論をするということが必要なかどうかと。私としましては、そこまでは、こういう形で新しい法律も出たということもありますので、都市計画部会でこれから取り組むべき安全・安心の問題、さらには第一のテーマの都市計画制度そのものの見直しという新しい重要なテーマが控えていますので、一たん、第5の歴史的なまちづくりの議題については、一応、歴史的風土部会で実質的に議論していただくことを見て、最終的にはまた全体の答申の機会がありますので、そのときに必要があれば再度、いろいろ議論をするというやり方でどうなのかなと思ってお

りますが、これについては都市計画部会としてのご判断がありますので、今日、ご判断と
かご確認をいただくと、多分、事務局として今後の審議の進め方についての効率性もあ
りますので、大変ありがたいのかなと思いますので、あえて私から長くご説明しました。
一応、両部会での審議の進め方についてそういう経緯があったということでございます。
以上でございます。

都市計画部会長 詳細にありがとうございました。

ただいま越澤歴史的風土部会長よりご発言がありましたけれども、平成17年6月30
日に諮問されております「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」のうちの、資料
5 - 1の2番、3番、5番の事項の取り扱いなんです、今後の最終答申に向けたご議論
も踏まえて取りまとめていくということで手続を進めていきたいと思いますが、よろしい
でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

都市計画部会長 特にご異議ないようですので、それではそういうふうにさせていた
だきたいと思えます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第11回都市計画部会を終了いたします。

なお、引き続き歴史的風土部会に移りますが、委員の皆様におかれましては、お時間の
許す限り、このままの席でご参加いただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局 浅見部会長、どうもありがとうございました。

(3) 歴史的風土部会

事務局 引き続き、第13回歴史的風土部会を開催させていただきます。

本日出席いただきました歴史的風土部会の委員及び臨時委員は、5名中3名でござい
ます。社会資本整備審議会令に定める定足数を満たしておりますことをご報告申し上げま
す。

それでは、これからの進行は越澤部会長をお願いいたします。

今後の検討方向について

歴史的風土部会長　それでは、早速議事に入りたいと思いますが、当初予定していた時刻より早目に進行しておりますので、もうしばらくよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議事につきましては、明日香村に係る諮問事項と歴史まちづくり法施行に伴う古都法政令改正という、緊急案件の2点でございます。

それでは、先ほど歴史的風土部に付託されました諮問事項につきまして、今後の検討の方向について事務局からご説明をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

事務局　それでは、資料の7でございます。歴史的風土部会におけます今後の検討方向につきまして、ご説明をさせていただきます。

奈良県の明日香村につきましては、諮問のご説明のところでもお話をさせていただきましたけれども、明日香村全域が良好な歴史的風土が残っているということで、村全域にかなり強い行為規制がかかっているということでございます。

これの代償措置という意味も込めまして、あるいは村民の生活が安定しないとそういった良好な歴史的風土も守れないということで、村民の理解と協力をいただくということで、保存の取り組みにあわせて国のほうで基本方針を定め、それから奈良県のほうで明日香村におけます生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画というものを定めていただきまして、これに従って住民生活安定のための措置に取り組んできているというところでございます。

現在の計画というのは、これまでもご説明してまいりましたとおり、平成21年で終わりとなっておりますので、これまでの社会経済変化を踏まえまして今後のあり方をご議論いただきたいということでございます。

この社会経済状況の変化でございますけれども、具体的にまず保存の面で申し上げますと、やはり少子高齢化、あるいは農業、林業といった経営環境が厳しいという中で、まず第一、明日香の特徴でございます田園景観といったものをどういうふう to 今後守っていくかということが課題の中心になってまいろうかと思ひます。

それから、住民生活の安定という意味、あるいは明日香村の活性化という意味で申し上げますと、現在の計画を策定されました際に、これまでのとにかく守る、凍結的保存という考え方を少し発展させまして、文化財としてきちっと守ってはいくんだけれども、歴史的風土については創造的に活用していこうということが打ち出されているところでございます。これを一層進めていくためにはどういうふうな方策があるのかといったところを中心に、ご検討をお願ひしたいと考えております。

2番目の「検討の進め方」でございますが、歴史的風土部会に明日香村小委員会を設けましてご検討をいただきたいと考えております。

3番が「検討スケジュール」でございます。本日、小委員会の設置をご了解いただけましたら、10月から来年の5月にかけて4回程度の小委員会を開催し、ご議論をいただきたいと考えております。

以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして何かご質問、ご意見等ございましたら、どんなからでも結構ですので、ご発言願いたいと思いますが、いかがでございますか。

G委員 今度の法律にとってもすごく明日香村というのは大切だと思うんです。なぜかと言いますと、もちろん国土交通省の中にはいろいろな省庁があって、今度は観光庁ができる中で明日香村は観光資源としては非常に大切な場所でもあり、そして外国から来られる観光客にとっても、もちろん日本国民にとってもそうですけれども、1つのとても大切な観光資源ですから、やはりうまくやるということが一番重要だと思うんです。

先ほどから言われている地元の地場産業、またはそれこそ地元で農業をやっている方々にとっても、1つの田園風景としてずっと農作物をつくっていくなり、または森を守ったりするということがとても大事で、風景や景観を守るためにはどうやって彼らが守っていきながら生活もできるかということが、ある意味ではセットだと思うんですね。1つも欠かせてはいけないような状況だと思います。

今言われている安心・安全という、今度部会もつくられる中で、集中豪雨とか浸水の被害といったことも言われて、これは都市の中ではあるかもしれませんが、やはりそういう農村地域にとってもとても重要なので、ましてこれだけ文化遺産が残っているようなところを守っていかなければいけないと。ですから、この安心・安全というものをもうちょっと広げる中で、今回の歴史的風土というのは林野庁も一緒にかかわって農林水産省も入っているわけですから。例えば、安心・安全というのは食べ物にまでも延長させて、以前、伊勢神宮に行ったときにびっくりしたのは、伊勢神宮の神様にお供えする食物は2,000年前と同じ水に変えて育てている食物なんですね。ほんとうは神様しか食べてはいけないんですが、イチゴを食べさせていただいたんです。とってもおいしくて甘くて、近代のイチゴではないような味だったんですけども、そういう視点からすると、明日香村がその時代でしていたような農作物の育て方とか、そういうことで農薬を使わないことに

よって、逆にそこでとれるものが非常に高く売れたりするとか、そういうポジティブな仕組みをつくっていくことにおいて明日香村が活かされてくると思うんです。

せっかくやっていくわけですから、イギリスのナショナル・トラストのような形で、どこかが維持・管理を引き受けて、そして生活していただく方においては、彼らの責任はそこをちゃんと維持・管理していくことの中での生活者としての役割を持ってもらうということで、ナショナル・トラストは町ごとトラストの中に入れていて、そのトラストが全部外側の殻のところの面倒を見るわけなんです。ただ、中に生活している方々がいないと成り立っていかないという考え方ですので、せっかく3省庁がかかわっているわけですから、セットとしての明日香村の歴史的風土、地域の保全をしていく上においてのシステムをここでつくってこれるといいのではないかなという感じがします。

歴史的風土部会長　　ありがとうございました。

何か事務局からご発言ございますか。

事務局　　明日香法の枠組みは、前回の計画までは実は総理府が全省庁と協力して進めてきております。その仕事を国土交通省が引き継いでやっておりますので、また引き続き全省庁でよく協力をして進めるようにしたいと思います。

それから、ご指摘のございました、きちっと歴史的風土を守っていくということと住民をうまく調和させていくということが、この枠組みの一番大事なところでございます。そこはしっかり進めていきたいと思えます。

歴史的風土部会長　　ほかに何かご発言ございますでしょうか。では、よろしくお願ひします。

D委員　　今、何が一番問題になっているというふうに認識されているのでしょうか。何人が調査が入ったり、農のほうのいろいろな立場が明日香には入って、いろいろなことをやっていらっしゃる状況があるかと思うんですけれども、その中で地域の人たちにとってどのような問題点を今、抱えているのかという認識がもしあれば、教えてください。

歴史的風土部会長　　では、よろしくお願ひします。

事務局　　これからご議論賜りたいと思っておりますけれども、1つは農業、林業の話を申し上げましたが、やはりこの歴史的風土の特徴でございます農村風景を守っていくに当たっては、耕作がなかなかできなくて耕作放棄地が増える、あるいは実は利用に困ったので公的に買い上げてほしいというのに応じる制度があり、そこでどんどん買い上げてはいるんですけれども、買い上げたはいいけれどもどういうふうにその風土の中で位置づけ

ていくかというところがかなり大きな課題で、だんだんそういったものの占めるシェアと
いうか面積が大きくなってきますので、こういうところをどういうふうに取り組んでいく
のかというのが1つの課題だと思っています。

それから、もう1点は、さっき歴史的風土の活用と申し上げましたけれども、守るばかり
で住民生活が守っていけるのかというの也有ります。ただ、一方でしっかりと守ってい
かなければいけないというところもあるので、そこをうまく調和させながら、どういふ
うに、一種、国民的資産であろうかと思うんですけども、これを住民のためにも使い、
国全体にも活かしていくと。

当然、その前提としては、文化的な価値ということもきちっと守っていかなければいけ
ないんですけども、そういうことをしっかり調査していくというところにどういふ取り
組み方をしていくかということが課題とっております。

歴史的風土部会長 よろしいですか。何かご発言されますか。

D委員 いえ、特にあれですけども、世代が変わっていったりとか、地域の人たち
が取り組んでいる、自力でリノベーションしているところとかありますよね。そういった
小さな動きもうまく全体の枠組みの中に入れたほうがいいのか悪いのかよくわかりませ
んけれども、むしろそれをうまく活かせるほうがいいと思って、あまりがちがちにしないほ
うがいいと思うんですけども、そういう細やかな地域の人たちの動きも評価していくよ
うな、そういう視点をもって考えていただけたらなというふうには思います。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

また、ほかの方からご意見とかご発言はございますか。よろしゅうございますか。

そうしますと、実は現行の明日香村の整備計画につきましても、当時の歴史的風土部会
で明日香村の小委員会を設置して、明日香村の村長さんはじめ地元に関係する方々に委員
に加わっていただいて、精力的検討を行ったという経緯がございます。

そこで、今回につきましても同様に、明日香村小委員会を設置しまして、今後、審議を
進めるというふうにしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

歴史的風土部会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ただいま明日香村小委員会の設置が承認されましたので、この小委員会に属する委員、
また新たに任命する臨時委員、専門委員の選任につきましては、部会長の私にご一任いた
だけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

歴史的風土部会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

そこで、本日、資料1番で歴史的風土部会の名簿がございますが、本日のこの明日香村小委員会の設置を踏まえて、また新たに臨時委員、専門委員の方が加わるということになりましたので、今回、実は歴史的風土部会の委員名簿につきましては、委員のみが記載されて、幹事は関係の中央省庁、各省庁の方々であります。専門委員、臨時委員の方の記載が名簿にないというのは、これから選んでいくということでございますので、またその点、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

特別保存地区内の行為の許可基準の改正について

歴史的風土部会長 さて、続きまして2番目の議題でございます。「特別保存地区内の行為の許可基準の改正について」でございますが、これにつきまして事務局から、簡単にご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局 それでは、資料の8でございます。

付議文になっておりますけれども、先ほどご説明いたしました歴史まちづくり法の施行に伴いまして、古都保存法の施行令第6条の改正が必要になっております。この第6条の改正を行いますには、また古都保存法の第8条の規定でございますが、社会資本整備審議会のご意見を伺うようにというふうになっておりますので、その趣旨で本日、お伺いするというところでございます。

具体的な改正の中身につきましては、資料の2ページ目をお開きください。

まず、現行の制度が1番目に書いてございます。古都保存法におきまして、特別保存地区というものが設けられておりまして、そこで行為規制がかけられ、さらに都道府県知事の許可が、いろいろな建築物の新築等を行う場合には必要ということになってございます。その許可基準は、同じく古都保存法の政令で定めるということになっておりまして、それが古都保存法施行令第6条に定められているということでございます。

2番目以下でございますが、今回、歴史まちづくり法が制定されまして、その法律で歴史的風致を維持、向上していくということが掲げられているわけでございますが、その施行に伴いまして、こちらの古都保存法の許可基準を変更する必要があるまいったということでございます。

その具体的な改正案は、2の(2)の改正案のところに書いてございます。

新築等を行う場合にどういう許可基準が設けられているかと申し上げますと、基本的に歴史的風土を守っていくというエリアでございますので、新築は厳に抑制をしているということが大まかな方針でございますが、具体的な、歴史的にもともと価値のあるものについては、その保存等に必要な行為については別途基準を設けるということで、そこに例を2つほど挙げてございます。例えば文化財、あるいは景観法に定められた景観重要建造物といったものを保存していくために必要な建築物などにつきましては、当然、良好な歴史的風土でございますので、そういったものと著しく不調和ではないことというのが基準として書かれ、そのほかについては新築を許可するという基準が定められております。

今回、歴史まちづくり法におきまして、下の 2行目のあたりに出てまいりますけれども、「歴史的風致形成建造物」というものが設けられております。これは、歴史まちづくり法で維持、向上させようとしている歴史的風致というものが、歴史的に価値のある建物と、それからそこで行われる人々の活動を大事な歴史的風致として維持、向上させていこうということになっています。この歴史的に価値のある建造物のうち、既に重要文化財などに指定されていて、保護の枠組みに入っているものは除きまして、今の枠組みから少し外れているけれども歴史的風致としては大事だという建物がありますので、そういうものをしっかり守っていこうという制度として、「歴史的風致形成建造物」というのを今回、新しく入れております。

その「歴史的風致形成建造物」をしっかりと保存していく、守っていくために必要な建築物等、例えば、建物の上に覆い屋をかけまして雨や露から守るといったものを新築する場合には、先に申し上げました景観重要建造物ですとか、あるいは文化財と同じようにそれを守るための建築物として同じような規定を置こうという趣旨でございます。

具体的に改正内容を政令案に落とし込んだものが3ページと4ページで、現行のものと改正案ということで対比表で載せさせていただいております。

最後、5ページは参考でございますけれども、6条の改正につきましては、過去、審議会に諮りましてこのような改正経緯を経てきたものでございます。

事務方からは以上でございます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

法律の大変専門的な事項ですので、なぜこういうことをこの場で議論しているのかということで、やや不思議に思われる委員もあるかもしれませんが、実は法律上、これが決め

られているということでございまして、この歴史的風土部会の場で意見を聞くということになっております。

どのようなことでも結構ですので、ご質問含めてご意見等あればよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

G委員 今言われた、建物を守るために上に物を覆ってということの中で、以前、福島県に行ったときに野口英世さんのおうちの上が、そのときちょうど外国人に日本の観光地をお見せしようということ、元運輸省のときに行ったんですけども、そのときに外国人の方々をお連れしてバスで行きまして、そこでおりたときに、これが野口英世さんのおうちですということで見せられて、ガソリンスタンドに着いたのかと思うぐらい、ガソリンスタンドの屋根が家の上に乗っかっているわけなんですね。

それは何のためにあるんですかと聞いたら、雪が多いのでわらぶき屋根が壊れないためにつくりましたと言われて。だけど、わらぶき屋根があるからこそ素敵な建物で、そのわらぶき屋根をもう1回ふき直すための技術を伝統していく上において、やはり技術がちゃんと移転されて、そこでまた新たな日本の文化が守られるわけですので、そういう建物を守るために物を覆ってということに対して、少し法律としてもしあるのであれば、逆にもっと予算をきちっとそこにつけて、なくなりつつある技術をちゃんと継承していく上において、予算を出して、今国土交通省は建設マイスターという方々を表彰するぐらいですので、彼らが技能者の技術をきちんとそっちのほうに投資すれば、こういう歴史的な建物をずっと守り続けることもできると思ひますので、そういうところにももし広げることができるのであれば、ただ覆ってとっておくということではないような形での法律のつくり方も考えたらどうでしょうかということをお願いしたいと思ひます。

歴史的風土部会長 ありがとうございます。

何か事務局からお答えはございますか。場合によっては、審議官、いかがですか。

大臣官房審議官 ごもっともな指摘で、本来はやはり、わらぶきの屋根はわらぶきの屋根として保存をしておく。特に明日香村は、目立って大変立派な建造物があるという場所ではなくて、まほろばの里ということで、日本の律令国家成立時の往時をしのぶ田園風景ということで、特にお宮が残っているということでもないわけですから、その風景を守るのに鉄骨の屋根をかけたなら全く意味がないので、そういう点は十分注意したいと思ひます。

一方で、恐らくどうしても崩れるのを守るために工作物をつくったりとか、あるいはそ

のご案内をするための何か建屋とか、そういうものをつくる場合は、今のお話で言えばガソリンスタンドではないわらぶきの屋根、あるいは板ぶきの塀であるとか、省令等でも民間の建築物を規制するために設けている基準がございますから、そういうものを十分に勘案して、ぜひとも我が国の始まりであった土地を決して国土交通省が壊さないようにしたいと思います。

歴史的風土部会長　ありがとうございます。

では、事務局、よろしくお願いします。

事務局　先ほどもご説明しましたとおり、「歴史的風土と著しく不調和でないこと」ということになっておりますので、実態、現場で審議官がお話し申し上げましたとおりの形になっていくだろうと思っております。

それと、歴史まちづくり法の審議の過程でも、先ほども申し上げましたとおり、今回の法律はむしろ事業を支援していくところに肝がありまして、復元、修復というような事業にかかわる部分が多いんですけども、そのときにわらぶきの屋根だとか、そういう伝統的な工法、技術というものが大変大切であると。そういうものの裏打ちがないと、結局、維持していけないというような議論も国会等の審議の中でも出ております。

そういう中で、特に今回は文化庁と国土交通省が連携しながらやっております、そういう建物の復元、修復等についても積極的にまちづくりサイドから助成を入れると同時に、その復元のクオリティーというものをきちっと文化財部局と連携しながら維持していく形で事業を進めてまいりたいと思っておりますので、その点、つけ加えさせていただきます。

歴史的風土部会長　ありがとうございました。

ほかにご質問とかご意見はございますか。はい、どうぞ。

H臨時委員　1点だけ質問させていただきます。

この(3)をつけ加えることについては全く賛成です。

私がちょっとわからないのは、この許可基準として「著しく」という文言が入っているというのは、何かクオリティーを要求している割には随分緩やかな基準だなという気がして、そのところ、別に批判とか何とかではなくて、どういう趣旨でこうなっているんだろうかということは何か。

事務局　考え方になりますけれども、基本的に、先ほど審議官も申し上げましたが、新築はこういうものについても建てないというのが原則でございます。でも、どうしても

必要となった場合にも文化財との調和を求めていくわけですが、やはり技術的に限界もある局面もあるかということで、不調和の判断の基準もいろいろ難しいところがあるかと思えますけれども、だれが見ても問題だというようなことは避けましょうという意味で「著しく不調和」というふうな表現になっております。

歴史的風土部会長　よろしゅうございますか。

では、C委員、よろしく申し上げます。

C委員　先ほどご説明がありました法律の認定歴史的風致維持向上計画との整合性というのは、要件とされるのでしょうか。

歴史的風土部会長　では、事務局、よろしく申し上げます。

事務局　ここでは歴史的風致形成建造物自体が維持向上計画の中で位置づけられますので、それについての管理ということになってまいりますので、その計画そのものの中身になってくるのかなと思っております。今回、基準を設けました歴史的風致形成建造物の保存のために必要な建築の新築等というのは、そのような位置づけになると想定をしております。

歴史的風土部会長　いかがですか。はいどうぞ。

C委員　要するに、要件にするということによろしいんですか、今のご説明は。要件になっているということによろしいのでしょうか。今のは、向上計画に当然位置づけられているはずだというご説明でしょうか。

歴史的風土部会長　はい、どうぞ。

事務局　はい、位置づけられているというふうに考えております。

歴史的風土部会長　ただいまの資料8番の最後の第5ページを、皆様、もう一度ご参照いただきたいのですが、今この議論は、古都保存法の第8条の中で、政令の制定ないしは改正についてはこの審議会の意見を聞きなさいということになっております。これはおそらく、古都保存法が大変厳しい規制を特別にかけているということがありますので、それについて具体化するについては審議会の意見を聞きなさいと、多分そういう理由からこういう条項があるのかなと私は推察しておりますが、この資料にありますように、過去、実は数年に1回ぐらい本件の審議を行っております。ですから、大変珍しいことなんです。

さらにご質問があれば続けますが、もしなければ、従来ともその場でこういう政令改正についてご説明がありまして、基本的に古都保存法の運用を適切に行うための政令改正ですので、その場で分科会、部会です承していたという過去の経緯がございます。今回も同

様に、この場でできましたら了承ということをお願いできれば大変ありがたいのですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

歴史的府土部会長　ありがとうございました。

それでは、部会として異議はないということで決定しましたので、本日は分科会と部会の合同会議で、手続の部分が大変多くて恐縮ですが、この部会の議決につきましては、分科会長のご了解をいただいた後で都市計画・歴史的風土分科会の議決となりまして、後日、審議会会長にご報告するというような段取りになっているわけでございます。手続ですので、その点、ご了解いただければと思います。

歴史的風土部会の審議も以上でございますので、本日の議事をまとめてこれですべて終了ということになります。さらに特段、何かご発言がもし委員からあれば、お願いしたいのですが、よろしゅうございますか。

また、本日、安全・安心小委員会も第1回が開かれるようですので、ぜひ審議についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後に、加藤都市・地域整備局長から委員の皆様にごあいさつがあるようですので、よろしくお願ひいたします。

都市・地域整備局長　先ほど越澤部会長からお話ございましたように、今日はほんとうに早朝からお集まりいただきまして、都市計画・歴史的風土分科会、引き続いて都市計画部会、それに引き続き歴史的風土部会ということで、非常に立て込んだスケジュールで分科会、部会を開催させていただきました。ほんとうにありがとうございました。

今日いただきましたご意見も踏まえて引き続き検討を深めてまいりたいと思ひますので、各委員の先生方については引き続きよろしくご指導のほどお願ひしたいと思ひます。

本日は大変ありがとうございました。

歴史的風土部会長　どうもありがとうございました。

それでは、長時間、ほんとうにありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議をすべて終了させていただきたいと思ひます。長時間にわたりご審議いただきましてまことにありがとうございました。

以上で終わりにしたいと思ひます。

閉　　会